

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2018年2月1日号

鹿児島事務所 マネジャー 濱園 直幸（公認会計士・税理士）

平成29年度税制改正に伴う法人税基本通達等の改正（組織再編税制関係）及び国税庁質疑応答事例の更新

1 はじめに

国税庁は平成29年6月30日付で平成29年度税制改正（以下「本税制改正」）に伴う法人税基本通達等の改正（以下「本通達改正」）を公表した（「法人税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（H29.6.30 課法2-17他1課共同））。

本ニュースレターの2017年11月1日号では、試験研究費の税額控除制度、役員給与、確定申告書の提出期限の延長の特例に関連する内容を紹介しているが、今回は前回紹介できなかった組織再編税制関連の通達改正について紹介する。

また、平成29年11月24日に国税庁が更新したホームページの質疑応答事例のうち、平成29年度税制改正に関連するもの等、法人課税において重要と思われる内容を紹介する。

2 法人税基本通達の改正（組織再編税制関連）

(1) 組織再編成の日

本税制改正において、全部取得条項付種類株式の端数処理等による対象法人の完全子法人化の課税関係の統一が行われている（スクイズアウト税制）。

具体的には、**全部取得条項付種類株式の端数処理**、**株式併合の端数処理**及び**株式売渡請求**による対象法人の完全子会社化について、株式交換と同様に組織再編税制に位置付け、これらのうち企業グループ内の株式交換と同様の適格要件に該当するものと適格株式交換を併せて、適格株式交換等としている。

本通達改正において、この**全部取得条項付種類株式の端数処理**、**株式併合の端数処理**及び**株式売渡請求**による対象法人の完全子会社化のそれぞれについて、具体的な組織再編成の日が示された。内容は次のとおりである。

項目	組織再編成の日	通達
全部取得条項付株式の端数処理	全部取得条項付種類株式を発行した法人が、会社法第234条第2項の規定により最大株主等である法人（その法人と完全支配関係を有する法人を含む）へ1株未満の株式の全てを売却した日又は同条第4項の規定により1株未満の株式の全てを買い取った日	法通1-4-1注2(2)イ【新設】
株式併合の端数処理	株式の併合を行った法人が、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定により最大株主等である法人（その法人と完全支配関係を有する法人を含む）へ1株未満の株式の全てを売却した日又は同法第235条第2項において準用する同法第234条第4項の規定により1株未満の株式の全てを買い取った日	法通1-4-1注2(2)ロ【新設】

項目	組織再編成の日	通達
株式売渡請求	一の株主等である法人が、株式売渡請求をするに際して、会社法第 179 条の 2 第 1 項の規定によりその承認をする法人の発行済株式等の全部を取得する日として定めた日	法通 1-4-1 注 2(2)ハ【新設】

(2) 従業者の範囲等

本税制改正において、上記以外の組織再編税制関連の改正として適格分割の拡充及び適格株式分配の創設が行われている(スピンオフ税制)。

本通達改正において、合併等の適格要件の判定に係る、**従業者の範囲**(法通 1-4-4)、**主要な事業の判定**(法通 1-4-5)、**主要な資産及び負債の判定**(法通 1-4-8)、**従業者が従事することが見込まれる業務**(法通 1-4-9)、**出向により分割継承法人等の業務に従事する場合**(法通 1-4-10)の取扱いについて、本改正により新設されたスクイーズアウト税制及びスピンオフ税制においても同様に扱われることが明らかにされている。

3 国税庁質疑応答事例の更新

(1) 株主が個人である場合の同一の者による完全支配関係について

組織再編税制における類型の一つに、完全支配関係がある場合の税制適格要件が定められている場合がある。

今回公表された質疑応答事例では、当該**株主が個人である場合の同一の者**の考え方を吸収合併における事例に基づいて説明している。ポイントは以下のとおりである。

項目	ポイント
完全支配関係	完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(当事者間の完全支配の関係)又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人間の関係のことである。
一の者	「一の者」とは、その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人(親族等)とされている。

特殊の関係のある個人(親族等)とは①株主等の親族、②株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③株主等(個人)の使用人、④上記に掲げる者以外の者で株主等(個人)から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの、⑤上記②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族であり、親族とは 6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族である。

なお、今回公表された質疑応答事例の内容は、新設された内容等ではなく、従前も同様の取扱いであったものを、質疑応答事例という形で明確化したものである。

(2) 独立して事業を行うための分割に係る適格要件(非支配要件)の判定について

本税制改正で、分割法人が行っていた事業の一部をその分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割においては、一定の要件に該当するものが適格分割として追加されている(スピンオフ税制)。

ここで当該分割においては、**分割の直前にその分割に係る分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、その分割後にその分割に係る分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることを見込まれないこと**が税制適格要件の一つとされている。

今回公表された質疑応答事例では、当該他の者による支配関係の判定を事例に基づいて説明している。ポイントは以下のとおりである。

項目	ポイント
支配関係	支配関係とは一の者が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の 50% 超の数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に支配する関係(当事者間の支配の関係)又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係のことである。

項目	ポイント
他の者	<p>「他の者」が個人である場合には、その個人との間に法人税法施行令第4条第1項に規定する特殊の関係のある者(親族等)が、「他の者」に含まれる。</p> <p>「他の者」には、その者が締結している民法第667条第1項に規定する組合契約等及び次に掲げる組合契約に係る他の組合員である者を含む。</p> <p>イ その者が締結している組合契約による組合が締結している組合契約 ロ 上記イ又は下記ハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約 ハ 上記ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約</p>
分割法人に複数の株主がいる場合	分割法人に複数の株主がいる場合には、それぞれの株主を「他の者」とした場合に、その分割法人との間に当該他の者による支配関係があるかを判定する。

(3) 単独新設分割型分割(スピノフ)に係る適格要件のうち役員引継要件における「重要な使用人」について

上記(2)でも述べた独立して事業を行うための分割においては、**分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることを見込まれていることも**税制適格要件の一つとされている。なお、特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役、常務取締役(常務クラス以上の役員)又はこれらに準ずる者で経営に従事している者である。

今回公表された質疑応答事例では、上記要件における重要な使用人に該当するか否かの判断を事例に基づいて説明している。ポイントは以下のとおりである。

項目	ポイント
法令	「重要な使用人」について、法人税法をはじめ法人税法施行令等に特に定義が規定されていないが、会社法においてその選解任につき取締役会の決定事項とされている重要な使用人(会社法第362条第4項第3号)と同様に解するのが相当である。
会社法上の重要な使用人	<p>会社法上、重要な使用人に該当するか否かは、その会社の規模や組織に応じて総合的に判断することとされているが、通常、支店長、本店部長、執行役員といった者が該当すると考えられる。</p> <p>ただし、その選任について取締役会の決定事項としている場合であっても、会社法上の重要な使用人としての実態がないような場合には、同号に規定する「重要な使用人」には該当しない。</p>

(4) 3カ月以内に定時株主総会が招集されない常況にある場合(招集月の確認資料)

本税制改正において、確定申告書の提出期限延長の特例が改正され、これに併せて通達が新設されている(基通17-1-4の2、17-1-4の3)。

当該通達では延長期間について税務署長の指定が受けることができる場合として、定款の定めの特例が示されている。(当該通達の内容については、本ニュースレターの[2017年11月1日号](#)を参照)

今回公表された質疑応答事例では、通達で示された定款において、定時株主総会の召集時期の定めがない場合であっても、次のような資料により、毎年の定時株主総会の召集時期が明らかとなる場合で、各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に定時株主総会が招集されない常況にあることが確認できるときには、定款の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に定時株主総会が招集できない常況にあると認められることから、確定申告書の提出期限の延長の特例制度の適用を受けることができるとされた。

- ① 株主総会における定款変更議案の「提案の理由」として事業年度終了の翌日から3カ月を経過する日後の特定の月に定時株主総会を招集することが記載された**株主総会参考書類**
- ② 「集中日を回避した株主総会の設定」欄に事業年度終了の日の翌日から3カ月を経過する日後の特定の月に定時株主総会を招集することが記載された**コーポレートガバナンス報告書**
- ③ その他変更後の招集月が明らかとなる書類(召集時期の変更を決議した**取締役会の議事録**など)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人 鹿児島事務所

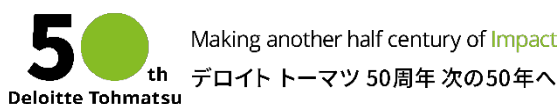
所在地 〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町 2-30 鹿児島第一・海上ビル 2階

Tel 099-808-7700

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001